

平成30年度 災害廃棄物対策 市町村研修

守口市災害廃棄物処理計画について

平成30年8月24日(金)



守口市環境部クリーンセンター業務課



本日の内容

I. 守口市の概況

II. 平成24年8月14日豪雨災害における被災状況

III. 守口市災害廃棄物処理計画

IV. 大阪北部地震における被災状況

I. 守口市の概況

【本市の位置および面積】

本市は、大阪平野のほぼ中央部で、淀川の左岸に位置している。西及び南は大阪市に、東は門真市・寝屋川市、北は摂津市に接している。

市役所の位置： 守口市京阪本通2丁目5番5号

北緯	34度44分2秒
東経	135度33分54秒
標高	OP 4.71m
東西	4,790m
南北	5,345m
総面積	12.71km ²



【人口及び世帯数】 ※平成30年7月1日現在

人口：143,650人(男性:69,859人、女性:73,791人)

世帯数：71,516世帯

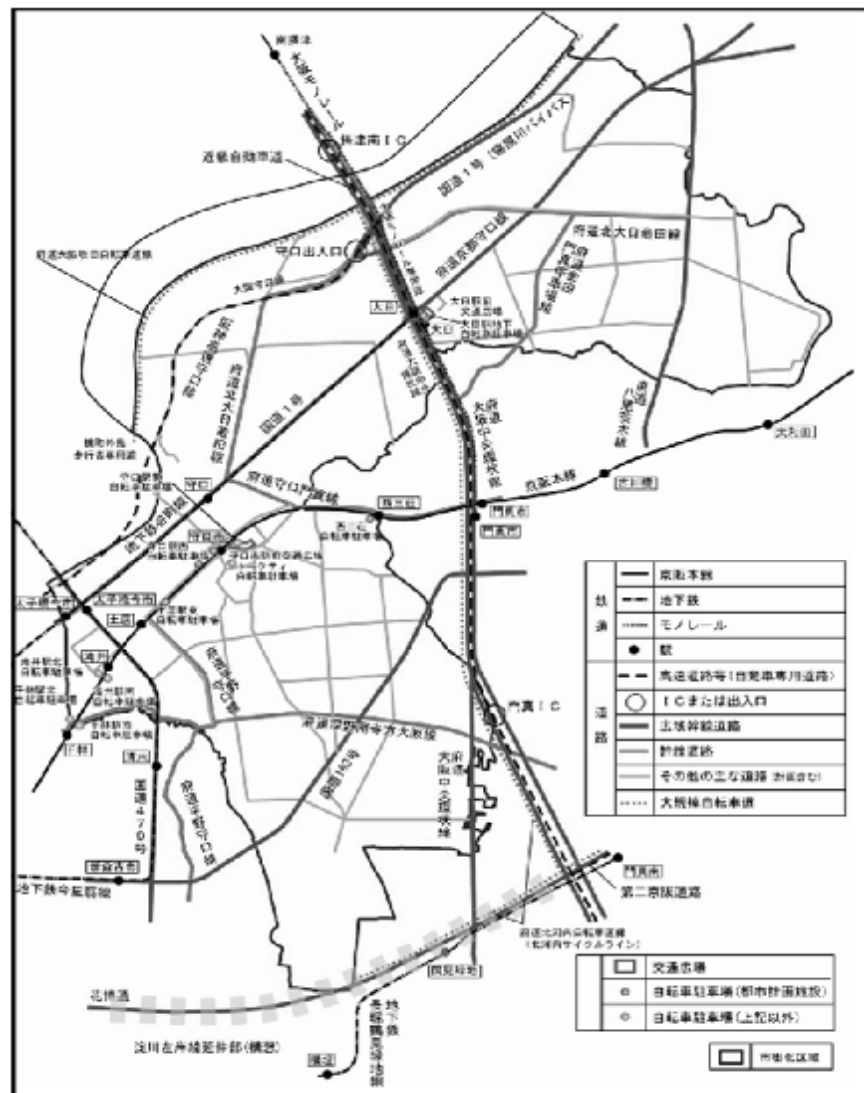
【交通】

《道路》

- 一般道路：東西方向 ⇒ 国道1号線及び国道163号線
主要地方道京都守口線
南北方向 ⇒ 国道479号線(内環状線)
府道2号線(中央環状線)
- 高速道路：東西方向 ⇒ 阪神高速道路(守口線)
南北方向 ⇒ 近畿自動車道

《鉄道》

- 京阪電気鉄道本線(西三荘駅・守口市駅・土居駅・滝井駅)
- 大阪メトロ谷町線(大日駅・守口駅・太子橋今市駅)
今里筋線(太子橋今市駅)
- 大阪モノレール(大日駅)



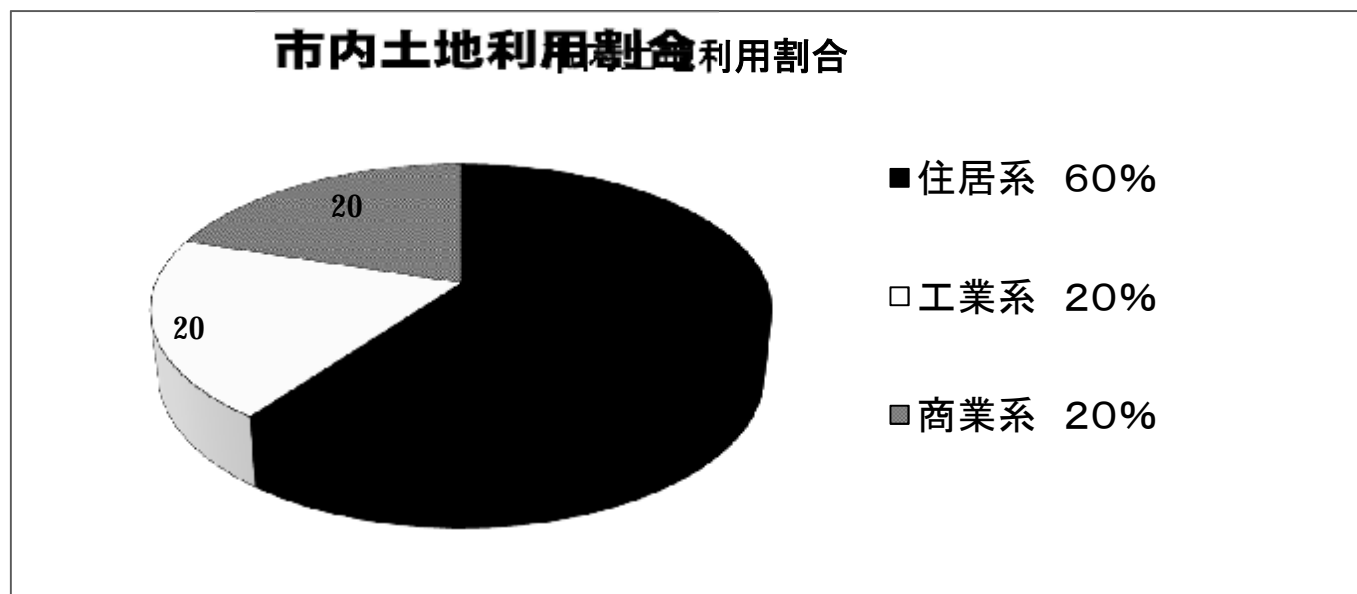
【住環境】

西部地域：大阪市に隣接し、早くから住宅建設が進む

東部地域：門真・寝屋川市に隣接し、昭和30年代に宅地開発が進む

※ いずれの地域において、過密・狭小な木造共同住宅や長屋住宅が多く、最近では多くの住宅の建て替え時期を迎えている。

【土地利用】 市内全域が市街化区域





【地 形】

寝屋川流域に位置しており、大部分が低平地となっている。

雨水が自然に河川へ流れ込まない内水域となっている。

下水道により雨水を集めポンプで強制的に河川へ排出している。

【気 候】

本市の気候は、概ね温和な「瀬戸内性気候」

平均気温(年間)16°C~17°C

(夏季)約27°C

(冬季)約7°C

降水量(年間)約1,300mm



Ⅱ. 平成24年8月14日 豪雨災害における被災状況

当日の1時間最大雨量…… **115mm** (守口市内観測点最大値)

当日の24時間総雨量 …… **120mm** (同 上)

《住家の被害》

床上浸水家屋数 …… **571戸**

床下浸水家屋数 …… **7,386戸**

《災害ごみ発生量》 **324.34トン**

※内37.57トン災害廃棄物処理補助事業

浸水状況



災害ごみ仮置き状況



豪雨災害での考察

- ・ 発災後、危機管理課に問合せしても、状況把握に時間差が生じ、被災地の特定が遅れた。
- ・ 床上浸水が、500件以上と予想以上の災害が発生し、畳の搬入が非常に多く、水分が多く含んでおり、市での処理が出来ず、処理事業者へ委託した。
⇒ 災害廃棄物処理事業費補助金を適用
- ・ 一時的に増加した災害ごみにより、分別が十分出来ずに処理したため、焼却炉への負担が大きかった。
⇒ 搬入ごみの分別の重要性
- ・ 環境部のみでの対応は、非常に無理があった。
全庁的に応援協力を得て、災害ごみの収集を実施した。

Ⅲ. 災害廃棄物処理計画

【策定に至る経緯】

1. 平成24年8月14日早朝に発生した集中豪雨を受けて非常時の対応が問われた。
2. 平成23年3月11日発災の東日本大震災をはじめ、近年度重なる自然災害を受け、平成26年3月に環境省より災害廃棄物対策指針が発せられた。
3. 平成26年9月に守口市地域防災計画【修正版】を策定した。
4. 平成29年3月に大阪府が災害廃棄物処理計画を策定された。

 **災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための計画が必要**

本計画の構成

第1章 総則

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 対象とする廃棄物
- 4 対象とする業務

第2章 基本的事項

- 1 災害廃棄物処理の基本方針
- 2 処理主体
- 3 市・市民・事業者の役割
- 4 災害廃棄物処理実行計画
- 5 被害想定
- 6 処理期間
- 7 災害廃棄物発生量及び仮設置場必要面積の推計
- 8 組織体制
- 9 災害廃棄物処理の流れ
- 10 協力・支援体制等
- 11 情報収集・連絡
- 12 市民等への啓発・広報
- 13 安全対策

第3章 災害廃棄物処理

- 1 災害廃棄物の処理
- 2 生活ごみ等の処理
- 3 取扱いに注意を要する廃棄物の処理
- 4 思い出の品の取扱い
- 5 し尿処理
- 6 環境対策
- 7 計画の見直し

守口市災害廃棄物処理計画の概要

第1章 総 則

1. 計画策定の趣旨

災害によって発生する廃棄物及び災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、し尿について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再生利用等を図りながら、迅速かつ適正に処理することを目的とする。

2. 計画の位置付け

国の災害廃棄物対策指針に基づき、「大阪府災害廃棄物処理計画」及び「守口市地域防災計画」との整合性を図る。(別表)

3. 対象とする廃棄物

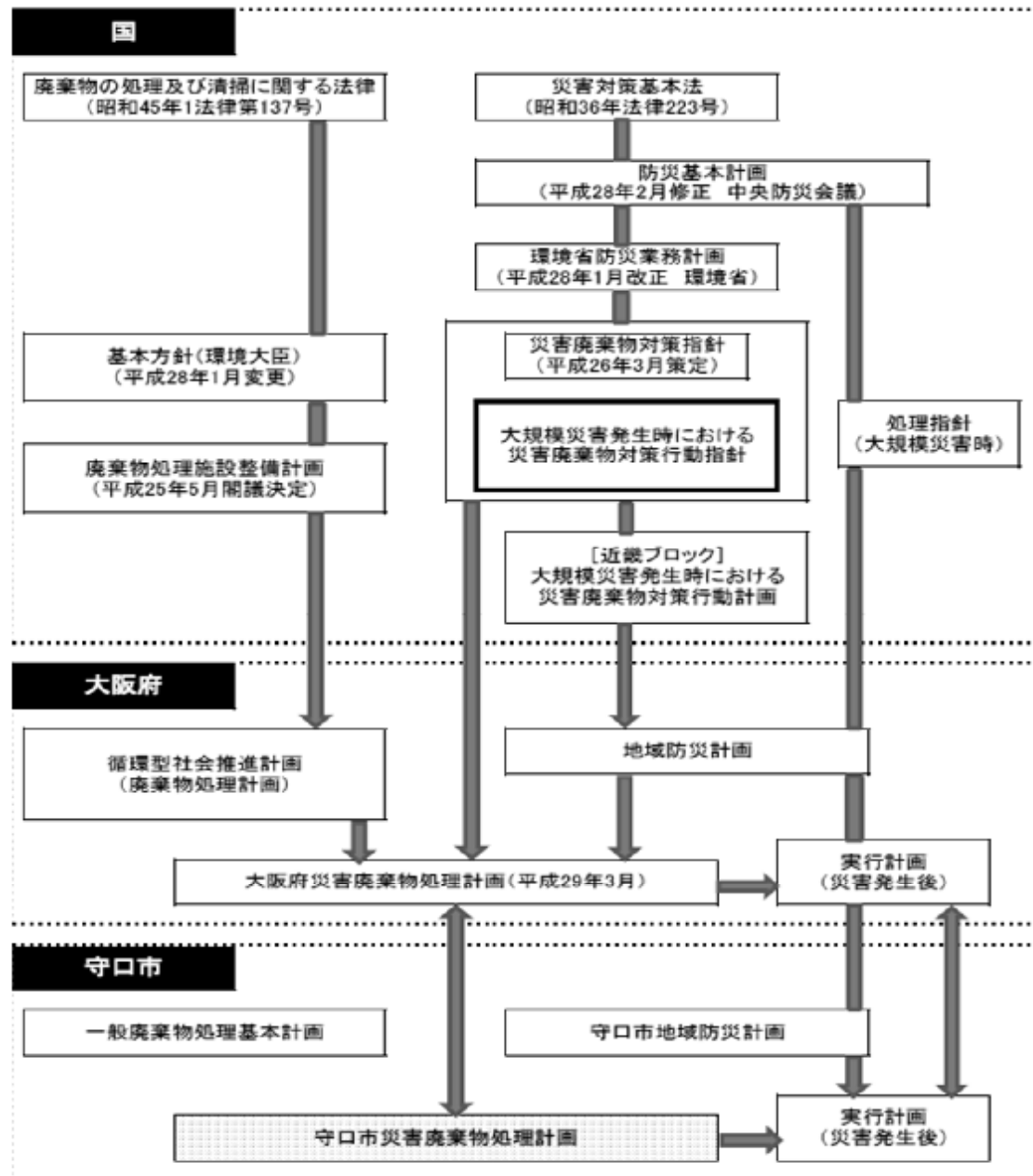
国の廃棄物処理対策指針に示されている廃棄物

- ・ 地震等の災害によって発生する廃棄物
- ・ 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

4. 対象とする業務

- ・ 災害廃棄物等の収集・運搬
- ・ 再資源化、中間処理
- ・ 二次災害の防止
- ・ 大阪府、関係地方公共団体、関係事業者等との連携 など

(別表) 計画の位置付け



第2章 基本的事項

1. 災害廃棄物処理の基本方針

(目的)

公衆衛生の確保及び被災者支援

(視点)

- ① 迅速かつ円滑な対応
- ② 計画的・効率的な対応
- ③ 環境に配慮した処理
- ④ リサイクルの推進
- ⑤ 安全作業の確保

2. 処理主体

処理の基本 ⇒ 被災自治体である守口市が実施。

※ 災害の規模により、大阪府及び関係市町村、さらに災害協定を締結している民間事業者と連携。

3. 市・市民・事業者の役割

1) 市の役割

- ・ 一般廃棄物処理施設の耐震化及び補修等に必要な資機材の備蓄。
- ・ 委託業者及び許可業者との連携による体制整備。
- ・ 近隣自治体や事業者等との連携。
- ・ 迅速かつ適正に処理を実施。
- ・ 研修、訓練の実施。
- ・ 平時からの情報の発信。

2) 市民の役割

- ・ ごみの分別、リサイクルの推進に努め、市の処理対策に全面的に協力。
- ・ 排出ルールに従い、衛生面に配慮。
- ・ 住宅の耐震化などの災害の予防。

3) 事業者の役割

- ・ 市が行う災害廃棄物処理に積極的に協力。
- ・ 廃棄物の排出方法、処理方法の遵守。
- ・ 事業活動に伴う廃棄物は、自己責任により適正処理するとともに、再資源化に努め、各種法令を遵守。

4. 災害廃棄物処理実行計画

災害発生後において、災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理が必要。



本計画(災害廃棄物処理計画)を基に市内の被災状況に応じた実行計画を策定。
災害廃棄物の処理作業は実行計画に沿って実施。

《実行計画に盛り込む事項》

- ◎被害の状況(建築物・構造物等の損壊状況)
- ◎処理の基本方針(処理対象物・処理期間・処理方法・財源)
- ◎処理の実行計画(災害廃棄物の発生量)
- ◎処理の基本的事項(役割分担)
- ◎処理方法(手順・仮置場の状況・再生利用や減量化・焼却方法・最終処分 など)
- ◎処理スケジュール(工程)
- ◎仮置場の設置及び管理
- ◎事務委託による処理(委託の範囲・委託先・対象廃棄物及び処理方法)

5. 被害想定

地震災害及び水害、その他自然災害を想定

【地震災害】

- ・プレート間(海溝型)地震



南海トラフ巨大地震

- ・直下型地震



上町断層帯地震

項目	南海トラフ巨大地震	上町断層帯地震(A)
地震の規模	マグニチュード 9.0~9.1 震度 5強 ~ 6弱	マグニチュード 7.5~7.8 震度 4 ~ 7
全壊家屋数	22,379棟	10,512棟
半壊家屋数	9,489棟	8,379棟
出火件数	—	8件
死者数	122人	520人
負傷者数	2,221人	3,385人
罹災者数	—	85,531人
避難所生活者数	36,781人	24,805人

【風水害】

- ・近年全国各地にて被害が起きている
局所的集中豪雨

6. 処理期間

【地震災害】 概ね3年以内

【風水害】 6ヶ月以内

7. 災害廃棄物発生量及び仮設置場必要面積の推計

想定される大規模地震により発生する災害廃棄物の量及び仮置場必要面積

想定地震	南海トラフ	上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯	有馬高槻 断層
災害廃棄物発生量 (単位:万トン)	202.3	119.2	9.2	103.1	12.2
仮置場必要面積 (単位:ha)	62.6	40.9	3.2	36.2	4.2

大阪府災害廃棄物処理計画より